

第一条 この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。
附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成一八年九月二九日国土交通省令第九二号) 抄
1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年九月二九日国土交通省令第九三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。ただし、第二条、附則第三条及び第四条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年一月二七日国土交通省令第一二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月一日国土交通省令第六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号)
この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附則 (平成一九年九月一〇日国土交通省令第七九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年九月二八日国土交通省令第八三号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附則 (平成一九年一一月一六日国土交通省令第八九号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。

附則 (平成二〇年七月一六日国土交通省令第六三号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。

附則 (平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 特例民法法人についての国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条、第四条、第八条、第九条、別表第一及び別表第三の規定については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお從前の

附 則 (平成二一年五月一日国土交通省令第三五号) 抄

第一条 この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年八月二八日国土交通省令第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則 (平成二二年六月二八日国土交通省令第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二八日国土交通省令第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附 則 (平成二五年五月一日国土交通省令第三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一〇日国土交通省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二二日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二七日国土交通省令第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第一条

附 則 (平成二六年二月二八日国土交通省令第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

附 則 (平成二七年一月二九日国土交通省令第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改

正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

第二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年二月二九日国土交通省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改

正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日。以下「施

行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二八年八月三一日国土交通省令第六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑

化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日国土交通省令第三四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月一日国土交通省令第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、マ

附 則 (平成二九年九月一〇日国土交通省令第五五号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二九日国土交通省令第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年六月一五日国土交通省令第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一五日国土交通省令第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二六日国土交通省令第一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）附則第三条の次に十一条を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年八月三一日国土交通省令第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月九日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月一〇日国土交通省令第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

附 則 (令和三年一月一九日国土交通省令第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

附 則 (令和三年一二月一五日国土交通省令第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）	第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）	第二十五条第一項
新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）	第三十七条第一項	第九十五条第一項、第一百五十八条第一項及び第二百一十条第一項
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	第三十九条第三項	第十九条並びに第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九条
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	第二十七条第九項、第三十一条第九項及び第一百三十一条第一項	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項及び第二項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	四条第一項	第十八条
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）	小型船舶の登録等に関する法律（平成三十年法律第百二号）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十条第一項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）
船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）	四条第一項	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十号）
船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）	第二十条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項及び第二項	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十号）
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	第八条第一項	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十号）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十二	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）
住宅の品質確保の促進等に関する特別措置法（平成十二年法律第八十一号）	第十一条第一項	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）	第十二条第一項	第六条（有害物質一覧表確認証書の備置きに限る。）、第二十二条並びに附則第六条第三項において準用する第三十三条第三項において準用する船舶安全法第五号）
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）	第十四条第一項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）	第六条（有害物質一覧表確認証書の備置きに限る。）、第二十二条並びに附則第六条第三項において準用する第三十三条第三項において準用する船舶安全法第五号）
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第二十条第二項	第六条（有害物質一覧表確認証書の備置きに限る。）、第二十二条並びに附則第六条第三項において準用する第三十三条第三項において準用する船舶安全法第五号）
運輸通信省令第百二十三号）	荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件（昭和十九年運輸通信省令第百二十一号）	第六条（有害物質一覧表確認証書の備置きに限る。）、第二十二条並びに附則第六条第三項において準用する第三十三条第三項において準用する船舶安全法第五号）
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の二十一の六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の二十四第一項及び第二項（これらの規定を	第六条（有害物質一覧表確認証書の備置きに限る。）、第二十二条並びに附則第六条第三項において準用する第三十三条第三項において準用する船舶安全法第五号）

船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）	通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）	船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）	第三十三条第六項及び第三十九条第三項 第三十四条第四項
自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）	道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）	第十七条の十一第四項 第十七条の二十七第一項及び第十七条の三十一第一項 四項
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）	第三十六条の九第一項及び第三十六条の十四 （昭和二十六年運輸省令第九十一号）	第十七条の二十二第一項及び第三条の二十六第四項 （これらの規定を第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）	第三条の十二第二項（第九条の三の二、第六十条、第七十七条及び第一百十八条において準用する場合を含む。）、第四条の十三第一項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）並びに第四条の十八第一項及び第二項（これららの規定を第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）	第六条の九第一項及び第六条の十四第一項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）	第七条の二第二項及び第三項、第二十八条の二第二項並びに第三十七条第一項及び第二項	第十六条の二第一項 （昭和二十六年運輸省令第九十一号）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第十条の十、第四項、第十三条の二十九第四項及び第二十六条第三項	第十二条の二第一項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）	第三十八条第二項、第一百三条第四項、第一百十一条第五項及び第二百三十五条第二項	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第十七号）	第四十条、第四十三条第二項、第一百三条第四項、第一百十一条第五項及び第二百三十五条第二項	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十九号）	第五十一条第十項、第六十条の五第三項、第六十一第一項及び第二項、第六十二条の二第一項及び第二項、第六十三条の三第一項及び第二項並びに第六	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十年運輸省令第七号）	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）	船舶内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
第十二条第一項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十年運輸省令第三十号）	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
第十二条第一項	第八条第四項、第二十四条第三項及び第二十八条第一項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）
第十二条第一項	第百一条の二三項	第十二条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項 （昭和二十四年運輸省令第七十一号）

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成二年運輸省令第二十六号)	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成二年運輸省令第二十六号)	第二十条第二項
国際観光ホテル整備法施行規則 (平成五年運輸省令第三号)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成五年建設省令第十六号)	第五十四条の三第四項（第三十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の五第一項及び第二項（これららの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 (平成七年建設省令第二十八号)	密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 (平成九年建設省令第十五号)	第五十四条の二第一項
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 (平成十二年建設省令第二十号)	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号)	第三十四条第四項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 (平成十三年国土交通省令第二百十号)	気象測器検定規則 (平成十四年国土交通省令第二十五号)	第五十五条第三項
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令 (平成十六年国土交通省令第八号)	第七条第五項及び第五十四条第四項（第六十二条第三項において準用する場合を含む。）	第三十五条第二項
屋外広告物法施行規則 (平成十六年国土交通省令第二百二号)	第七条第四項	第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令 (平成十八年国土交通省令第九十二号)	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）	第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令 (平成二十年国土交通省令第三十号)	第十七条	第二十四条の十第一項並びに第二十四条の十五第一項及び第二項
船員の労働条件等の検査等に関する規則 (平成二十五年国土交通省令第三十二号)		第九条の三第四項（第三十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の五第一項及び第二項（これららの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）

第四十九條第四項

船舶安全法	船員法 船員職業安定法	第五十八条の二、第六十七条第一項及び第一百条の二十七 第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）、 第七十七条第一項及び第八十六条第一項
水先法	海上運送法	第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び 第五十五条（第三十二条において準用する場合を含む。） 第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び 第五十六条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
海上運送法	国際観光ホテル整備法	第五十五条（第二十一条の五において準用する場合を含む。）
港湾法	建築士法	第二十五条 第二十条第一項
海事代理士法	港湾法	第五十六条の二の十六 第二十一条第一項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	道路運送車両法	第五十七条の十二（第五十七条の十七、第五十七条の十九、第五十二条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。） 第五十九条第一項、第九十四条の六第一項及び第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。） 第五十三条の十五において準用する第二十四条の十三 第五十八条第二項
航空法	気象業務法	第五十二条の二十四（第二十九条において準用する場合を含む。） 第五十五条（第二十一条の三において準用する場合を含む。） 第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項
旅行業法	船舶地区画整理法	第五十五条（第二十一条の三において準用する場合を含む。） 第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項
内航海運組合法	内航海運組合法	第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項 第五十七条第一項、第五十九条第一項及び第六十条第一項 第五十二条の十五において準用する第二十四条の十三 第五十八条第二項
放射性同位元素等の規制に関する法律	放射性同位元素等の規制に関する法律	第五十五条（第二十一条の三において準用する場合を含む。） 第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項 第五十七条第一項及び第五十八条第一項
踏切道改良促進法	踏切道改良促進法	第五十五条（第二十一条の三において準用する場合を含む。） 第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項
都市再開発法	都市再開発法	第五十五条（第二十一条の三において準用する場合を含む。） 第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第五十五条（第二十一条の三において準用する場合を含む。） 第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項

船舶安全法及び船舶職員法の一 部を改正する法律	船舶安全法における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	船舶安全法において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部	船舶職業安定法施行規則	船員法施行規則	荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告二
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	第三十四条及び第三十八条並びに第五十一条において準用する土地区画整理法第二十八条第六項	第七十七条の六の十四第一項(第七十七条の六の二十一、第三十七条第三項及び第三十八条の三(第九十二条第八項において準用する場合を含む)、第一百二十三条、第一百三十九条の二(第一項、第一百四十六条第一項、第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項、第一百六十六条第一項並びに第一百九十九条第一項)	第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む)	第一条第一項(第二条において準用する場合を含む。)
マニションの建替え等の円滑化に関する法律	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第十七条の十二	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法の三(第九十二条第八項において準用する場合を含む)、第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項、第一百六十六条第一項並びに第一百九十九条第一項)	第三十九条第三項	第三十九条第三項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第二十条第二項	第十二条第一項	第三十六条の十四	第三十六条の十四
マニションの建替え等の円滑化に関する法律	マニションの建替え等の円滑化に関する法律	第七条、第十条第一項、第十八条第一項(第一百二十五条第三項及び第一百七十四条第三項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十四条第六項(第一百二十六条第三項及び第一百七十五条第三項において準用する場合を含む)、第四十六条第一項、第一百九条第一項、第一百八条、第一百一十九条第一項、第一百六十六条及び第一百六十九条第一項	第四条の十八第一項(第九条の七の四、第七十条の五及び第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項、第一百六十六条第一項並びに第一百九十九条第一項)	第四条の十八第一項(第九条の七の四、第七十条の五及び第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項、第一百六十六条第一項並びに第一百九十九条第一項)	第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む)
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	第十八条	第二十二条の二(第一項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項)	第二十四条第一項	第二十四条第一項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九	第三十三条の十三	第三十三条の十三	第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む)
土地区画整理法施行令	土地区画整理法施行令	第七条第一項及び第十五条第一項	船舶安全法施行規則	第四十六条第二項及び第三項、第六十条の五(第二項、第六十条第一項、第六十一条の二(第一項、第六十一条の三第一項並びに第六十二条第一項)	第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む)
都市再開発法施行令	都市再開発法施行令	第二十八条の十第一項及び第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十八条の十一	船員労働安全衛生規則	第八十九条第一項(第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む)	第一条第一項(第二条において準用する場合を含む。)
勤労者財産形成促進法施行令	勤労者財産形成促進法施行令	第十七条において準用する土地区画整理法施行令第十三条第一項	小型船造船業法施行規則	第三十四条第一項	第一条第一項(第二条において準用する場合を含む。)
措置法施行令	民間都市開発の推進に関する特 別措置法施行令	第二十七条において準用する都市再開発法施行令第十五条第一項	都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号)	第四条第一項、第五条第一項、第六条、第十八条第一項及び第三項並びに第三十七条の五(第一項及び第三項)	第一条第一項(第二条において準用する場合を含む。)
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	第三十四条及び第三十九条において準用する法律	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第十二条の二(第十九第一項(第十二条の二の二(二十六において準用する場合を含む。))	第一条第一項(第二条において準用する場合を含む。)
マニションの建替え等の円滑化に関する法律施行令	マニションの建替え等の円滑化に関する法律	第十一条第一項(第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。)	旅行业法施行規則	第十二条の二(第十九第一項(第十二条の二の二(二十六において準用する場合を含む。)))	第一条第一項(第二条において準用する場合を含む。)

国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第一条第一項
船内における食料の支給を行う者に関する省令	船内における食料の支給を行う者に関する省令	第十九条第一項	第二十三条	第十八条第一項及び第四十四条第一項	第十九条第一項

船舶機関規則	第六条第一項、第九条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第一項及び第二項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十五第一項
貨物自動車運送事業輸送安全規則	第九条の三第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)並びに第九条の五第一項及び第二項(これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。)
船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則	第二十条第一項
国際観光ホテル整備法施行規則	第十一条第一項(第十八条において準用する場合を含む。)
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)	第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十条並びに第九十一条第一項及び第三項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号)	第四条、第五条第一項、第六条、第七条第一項及び第八条第一項(これららの規定を第二十五条において準用する場合を含む。)第十一条第一項、第十二条第一項、第三十三条第一項及び第三項、第六十五条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第八十六条、第八十七条並びに第九十七条第七条第四項及び第五十四条第三項(第六十二条第三項において準用する場合を含む。)
船舶安全法	第二十五条の五十三第二項(第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。)
建設業法	第二十六条の十三第二項(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)
水先法	第二十一条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)及び第五十四条(第五十八条において準用する場合を含む。)
測量法	第五十一条の十二第二項
船員法	第二十条第二項
屋外広告物法	第四十三条第二項
港湾法	第五十六条の二の十第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項(第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。)
国際観光ホテル整備法	第二十九条第二項
通訳案内士法	第三十二条の十二第二項
気象業務法	第一百一条の二
	第八条第二項、第二十四条第二項及び第二十八条第一項
	第一項及び第二項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項
	条並びに第四十四条第一項

宅地建物取引業法	第十七条の十一(第二項)
旅行業法	第十二条の二十(第二項)(第二十九条において準用する場合を含む。)
土地区画整理法	第二十八条第九項、第三十二条第十二項、第八十四条第一項及び第八十八条第二項
内航海運組合法	第三十七条第四項、第三十八条第四項及び第三十九条(これらの規定を第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。)及び第五十八条において準用する場合を含む。)並びに第四十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百八十九条第四項)
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七(第二項第一号)
踏切道改良促進法	第九条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)
新住宅市街地開発法	第三十七条第二項
都市再開発法	第二十七条第九項、第三十一条第十項、第八十三条第一項及び第一百三十四条第二項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条の十四(第二項並びに第十九条の十五第三項(第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九(第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項)
積立式宅地建物販売業法	第三十七条第四項
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項及び第八十二条第一項において準用する同法第八十八条第二項
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八(第二項)
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十二条第四項、第七十三条第二項、第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第九項、第一百五十一条において準用する同法第三十一条第十項、第二百十六条第一項及び第二百七十八条第二項
住宅の品質確保の促進等に関する法律	第十八条第二項(第二十五条第二項、第四十四条第三項及び第六十条第三項において準用する場合を含む。)
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第十二条第二項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第四十一条の十(第二項(第六十一条の二において準用する場合を含む。))
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第九十五条第二項、第一百五十八条第二項及び第二百十一条第二項
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第三項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
船員法施行規則	第七十七条の六(九(第二項(第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。))

建築士法施行規則	第十七条の二十七第二項
建築基準法施行規則	第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
自動車整備士技能検定規則	第六条の九第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第三十六条の九第二項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
者法施行規則	第六条の四において準用する場合を含む。）
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	第四条の九第二項
救命艇手規則	第十九条第二項
指定自動車整備事業規則	第十三条の八第二項
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項（第九一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
河川法施行規則	第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
小型造船業法施行規則	第二十九条第二項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第二十二条の二の十四第二項（第二十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十第二項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第八十七条第五項
船舶保安法	第二十五条の五十三第二項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。）
建設業法	第一百条の十九第二項
船員法	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
水先法	第二十二条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）
海上運送法	第十九条の四第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）
測量法	第五十五条の二第二項
屋外広告物法	第五十六条の二第二項
通訳案内士法	第二十二条第二項
国際観光ホテル整備法	第四十三条第二項
港湾法	第二十九条第二項
気象業務法	第五十六条の二の十第二項
宅地建物取引業法	第三十二条の十一第二項及び第五十条の六
旅行業法	第十二条の二十第二項（第二十九条において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条及び第十一條関係）

土地区画整理法	第二十八条第六項
内航海運組合法	第三十八条第一項及び第二項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条及び第五十五条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十四条において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項において準用する場合を含む。）
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第二項第二号
不動産の鑑定評価に関する法律	第二十七条第六項
都市再開発法	第三十九条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の十四第二項及び第十九条の十五第二項並びに同条第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項において準用する場合を含む。）
宅地の供給の促進に関する特別措置法	第五十一条において準用する土地区画整理法第二十八条第六項
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十三条第一項及び第三項並びに第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項
住宅の品質確保の促進等に関する法律	第六条の二第三項及び第十八条第二項（第二十五条第二項、第四十四条第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第四十一条の十第二項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）
建築士法施行規則	第十七条の二十七第二項
建築基準法施行規則	第三条の十八第十号、第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第六条の九第二号（第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
自動車整備士技能検定規則	第六条の九第二項
道路運送車両法施行規則	第三十六条の九第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第四条の十三第二項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
施行規則	第七条の二第一項
旅客自動車運送事業運輸規則	第十三条の二十一第十三号
宅地建物取引業法施行規則	

危険物船舶運送及び貯蔵規則	第一百十一条第四項
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	第四条の九第二項
救命艇手規則	第十九条第二項
指定自動車整備事業規則	第十三条の八第二項
船舶安全法施行規則	第五十六条第二項、第五十六条の二第三項、第五十六条の三第二項及び第六十条の五第二項
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
特殊貨物船舶運送規則	第二十五条第三項
河川法施行規則	第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令	第十二条第一項
小型造船業法施行規則	第二十九条第二項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二条の二の十四第二項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二条の十七の二十
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四十四条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第二十八条第一項
船内における食料の支給を行う者に関する省令	第十四条第二項
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十第二項
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第十一条第九号
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	第三十条第六号
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令	第二十八条第十二号、第三十九条第十号及び第四十二条第十号
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	第四十一条第十号及び第七十九条